6　施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものに係る新関税法第四十五条の二（新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該保税蔵置場等の許可を受けた者の業務について適用する。

7　第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者に係る新関税法第四十五条の二の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けている者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該保税蔵置場等の許可を受けた者の業務について適用する。

8　施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものに係る新関税法第四十八条第一項（第三号に係る部分に限り、新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者の行為について適用し、当該保税蔵置場等の許可を受けた者が当該規則を定める日のいずれか早い日前にした当該保税蔵置場等の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

9　第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者に係る新関税法第四十八条第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けている者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該保税蔵置場等の許可を受けている者の行為については、なお従前の例による。

10　新関税法第六十二条の八第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、第一号施行日以後にされる関税法第六十二条の八第一項の許可（以下この条において「総合保税地域の許可」という。）の申請について適用し、第一号施行日前にされた総合保税地域の許可の申請（以下この項、第十二項及び第十四項において「施行日前許可申請」という。）については、なお従前の例による。この場合において、施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたもの（当該総合保税地域の許可を受けた者以外にその許可に係る総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第十二項及び第十四項において同じ。）は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

11　第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者（当該総合保税地域の許可を受けている者以外にその許可に係る総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。）は、第一号施行日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

12　施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたものに係る新関税法第六十二条の十五において準用する新関税法第四十五条の二の規定は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該総合保税地域の許可を受けている者の業務について適用する。

13　第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者に係る新関税法第六十二条の十五において準用する新関税法第四十五条の二の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該総合保税地域の許可を受けている者の業務について適用する。

14　施行日前許可申請をした者であって、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたものに係る新関税法第六十二条の十四第一項（第三号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者の行為について適用し、当該総合保税地域の許可を受けた者が当該規則を定める日のいずれか早い日前にした当該総合保税地域の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

15　第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者に係る新関税法第六十二条の十四第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該総合保税地域の許可を受けている者の行為について適用し、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けている者が当該規則を定める日のいずれか早い日前にした当該総合保税地域の許可を受けている者の行為については、なお従前の例による。

第三条　令和九年十月一日前に第二条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。附則第十条において同じ。）による改正前の関税法（以下この条において「旧関税法」という。）第十一章第一節の規定により記録命令付差押え（旧関税法第百二十一条第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この項において同じ。）に係る旧関税法第百二十一条第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「領置、差押え又は記録命令付差押えをした場合」を「領置若しくは差押えをした場合又は電磁的記録提供命令（関税法第百二十一条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法により提供を命ずるものに限る。以下この項において同じ。）により提出させた場合」に、「記録命令付差押えの事由」を「電磁的記録提供命令の事由」に、「領置、差押え又は記録命令付差押えをした事由」を「領置若しくは差押えをし、又は電磁的記録提供命令により提出させた事由」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、当該」を「、その」に改め、同項第一号中「の還付」を削り、同項第二号中「の還付」を「）（同法第八条の二第十六項（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。」に改め、同項第四号中「特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付」を「関税の緊急措置」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「暫定緊急関税の還付」を「緊急関税等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　関税定率法第八条の二第十四項